

○社会保障審議会運営規則

(平成十三年一月三十日社会保障審議会決定)

第一条 社会保障審議会（以下「審議会」という。）は、会長が召集する。

第二条 会長は、審議会を召集しようとするとときは、あらかじめ、期日、場所及び議題を委員並びに議事に関する臨時委員及び専門委員に通知するものとする。

第三条（会議）前項の議事に関する臨時委員の範団は、会長の決するところによる。

第四条 会長は、議長として審議会の議事を整理する。

（審議会の部会の設置）

第五条 会長は、必要があると認めるとときは、審議会に諮つて部会（分科会）に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までに部会（分科会）に置かれる部会を除く。以下本条から第四条までに部会（分科会）に付設することができる。当該諮問を分科会又は部会に付設することができる。

第六条 会長は、必要があると認めるとときは、二以上の部会を合併して調査審議させることができる。

第七条 会長は、厚生労働大臣又は関係各大臣の諮問を受けたときは、当該諮問を分科会又は部会に付設することができる。

第八条 分科会及び部会の議決は、会長の同意を得て、審議会の議決とすることができる。

（会議の公開）

第九条 審議会の会議は公開とする。ただし、会長は、公開するこことにより公平かつ中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるときその他正当な理由があると認めるとときは、会議を非公開とすることができる。会長は、会議における秩序の維持のため、傍聴人の退場を命ずるなど必要な措置をとることができるものとする。

第十条 議事録における議事は、次の事項を含め、議事録に記載

するものとする。

第一 会議の日時及び場所  
第二 出席した委員、臨時委員及び専門委員の氏名  
第三 議事録は公開とする。ただし、会長は、公開することに認めるとときその中立な審議に著しい支障を及ぼすおそれがあると認めるとときその他の正当な理由があると認めるとときは、議事録の全部又は一部を非公開とする。

第四 全部又は一部を非公開とすることができる。  
第五 前項の規定により議事録の全部又は一部を非公開とした部分について議事要旨を作成し、これを公開するものとする。

第六 第七条 分科会長は、必要があると認めるとときは、分科会に諮つて部会を設置することができる。  
第七 第八条 分科会長は、第三条の規定による付議を受けたときは、当該付議を前項の部会に付議することができる。

第八 第九条 第一条、第五条及び第六条の規定は、分科会及び部会に準用する。この場合において、第一条、第五条及び第六条中「会」に記載された分科会又は部会長又は部会長は、必要があると認めるとときは、それぞれ分科会長又は部会に諮つて委員会を設置することができる。

第九 第十条 第二項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会に付設することができる。  
第十 第十一条 第二項の部会の議決は、分科会長の同意を得て、分科会に付設することができる。